

令和6年 第8回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和6年8月31日（土） 午後2時00分～

2. 場 所 頤娃保健センター

3. 出席委員(15人)

会 長	1 番	本木下 裕一		
会長職務代理	2 番	大隣 初美		
委 員			4 番	吉崎 久男
			5 番	東垂水 勝秀
	6 番	松永 克生	7 番	高江 京子
	9 番	福元 幸志		8 番 永山 明美
				11 番 下之門 信洋
				14 番 桑代 純一
	15 番	栢川 明子	16 番	松村 孝徳
	18 番	梶山 俊孝	19 番	宮原 俊郎
				17 番 池田 慎

4. 欠席委員(4人)

3 番 月野 貴大	10 番 松菌 勝郎	12 番 六反田 達郎	13 番 大坪 幸博
-----------	------------	-------------	------------

5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 51 号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について
- 日程第 6 議案第 52 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 7 議案第 53 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可について
- 日程第 8 議案第 54 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可について
- 日程第 9 議案第 55 号 旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 10 議案第 56 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について
- 日程第 11 議案第 57 号 非農地証明願について
- 日程第 12 議案第 58 号 事務局職員の任命について
- 日程第 13 議案第 59 号 令和 6 年度鹿児島県農業委員会大会申し合わせ決議案について
- 日程第 14 その他

- 閉議の宣告
- 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 宇都 寿彦
農政係長 折尾 武志 松下 剛史
農地係長 神村 洋一 赤崎 隆明

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時 00 分

事務局長 御起立願います。
「一同 礼」
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。月野委員、松菌委員、六反田委員、大坪委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。
ただいまの出席人員は 15 名で、会議の定足数に達しております。
これより令和 6 年第 8 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、その他資料 1 頁の主要行事経過及び予定をご覧いただきたいと思います。(諸般の報告をおこなう。)

議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。

事務局長 (諸般の報告をおこなう。)

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようですので、これより本日の会議を開きます。
会議録作成に必要ですので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。
会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により、11 番下之門委員、14 番桑代委員を指名し、会議書記に農政係長を指名いたします。

議 長 日程第 2 「会期決定の件」を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日 8 月 31 日の 1 日間で御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの 1 日間とすることに決定しました。

議 長 日程第 3 「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。3 頁でございます。
法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知事案が 1 件ございました。
貸人は颯娃町〇〇の〇〇〇株式会社、借人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん
相続人代表〇〇〇〇さんです。解約の理由は所有権移転によるものです。
続きまして、説明致します 5 頁からでございます。
農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が 42 件ございました。貸

人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は同じく穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 41 件です。

貸人主導によるもの 2 件、借人主導によるもの 40 件です。

地目の内訳は、田 20 筆 10,241 m²、畑 46 筆 72,068 m²の合計 66 筆 82,309 m²で、穎娃地域 29 件、知覧地域 8 件、川辺地域 5 件です。

なお、各頁一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長
委 員
議 長

只今の事案について、質疑はありませんか。

「なし」の声あり

質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長

続きまして、日程第 4「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長

資料は 13 頁からになります。

今回は新規認定 4 件、再認定 5 件です。新規認定の整理番号 1 番の〇〇〇〇さん・〇〇〇〇さんは、家族協定を締結し、規模拡大及び圃場の集約化、新品種の導入、新規作物の転換などにより経営の安定を図り、将来的には法人化も視野に入れているところであります。

整理番号 2 番の〇〇〇〇さんは、農地の集積・集約化、新品種の導入や機械更新により経営の安定を図るものです。

整理番号 3 番の〇〇〇〇さんは、機械の導入により経営の安定を図るものです。

整理番号 4 番の〇〇〇株式会社は農地の集積・集約化により経営の安定を図るとともに後継者への技術継承を計画しているところであります。

再認定 5 件の内訳としましては、お茶の専業 2 件、露地野菜の専業 1 件、露地野菜等の複合経営が 2 件、地域別で全て穎娃地域であります。

資料の 17 頁が一覧表となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長
委 員
議 長

只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

「なし」の声あり

質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長

次に、日程第 5 議案第 51 号「農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について」を議題といたします。

現地調査員の報告をお願いいたします。大隣委員お願いします。

2 番委員

報告いたします。19 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 20 頁から 23 頁になります。

申請人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇字〇〇〇〇番の畑 167 m²ほか 1 筆の計 612 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は市内で農業を営んでおり、農振除外の手続きを経ずに申請人の祖父が申請地に住宅を建築したことから、追認で農業用施設用地からの除外をするものです。

申請地の北側・西側は宅地に、南側は畑に、東側は水路に接しています。

現状のままで土砂流出等の恐れはなく、雨水は水路へ放流し、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

農用地区域の外周部に接し、農地の集団化・農作業効率化に支障はないこと、用排水路の機能低下はないことから除外の要件を満たしていると判断されます。

なお、畑かん設備の更新事業に関連して、手続きを経ずに農家住宅を建築していたことが判明したことから、今回、南薩土地改良区から指摘を受けて追認での申請となっております。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委 員
議 長

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 51 号「農業振興地域整備計画変更（案）について」は、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員
議 長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって、議案第 51 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長

次に、日程第6 議案第 52 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

農 地 係

説明いたします。25 号から 41 号の 3 条所有権移転 11 件でございます。

はじめに、総会資料に掲載しております 25 号から 27 号の審議案件一覧の様式変更につきまして説明いたします。

先月までの総会資料の一覧は、独自に作成したものでした。しかし、現在農地の貸し借り等の情報管理に使用している、国が整備した「農業委員会サポートシステム」において、農地法第 3 条許可にかかる情報も入力・管理することが可能となっております。つきましては、このシステムを活用し、情報の一元管理と業務の効率化を進めるため、今後 3 条許可案件につきましてはサポートシステムを活用し、今回掲載している様式での掲載をしたいと考えています。

これまでの様式と若干異なりますが、これまでなかった情報が掲載されるなど改善される部分もあります。

ちなみに、表の右から 4 列目の経営面積には、これまでより詳細な情報が掲載されており、経営面積は「自作＋借入」の合計で貸付は他者へ貸し付けている面積を示しています。

今後は、この様式にて掲載させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

また、後ほどご審議いただきます、農地法第4条、5条関係につきましても同様に今後システムを活用した一覧表とさせていただきたいと思えます。

それでは、審議案件に入ります。

譲渡人は埼玉県〇〇市の〇〇〇〇さん、佐賀県〇〇市の〇〇〇〇さんとともに持分2分の1で、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外の申請です。

地目の内訳は、田7筆3,293㎡、畑13筆12,153㎡の合計20筆15,446㎡で、理由につきましては、経営拡大2件、農業開始1件、相手方の要望8件です。

10a当たりの取引価格につきましては、田が無償のため0円、畑が316千円から523千円です。10a当たりの取引価格の平均としましては、田が無償のため0円、畑が474千円でございます。

地域別では、潁娃地域3件、知覧地域5件、川辺地域3件です。なお、農地法第3条第2項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び28㍻から41㍻の調査書、営農計画書、誓約書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

ご審議方よろしくお願いします。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第52号「農地法第3条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第52号の全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第7 議案第53号「農地法第4条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

まず、現地調査員から報告をお願いします。大隣委員をお願いします。

2番委員 報告いたします。43㍻の審議番号1番です。関連資料は44㍻から48㍻になります。

申請人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇番の畑1,115㎡で〇〇自治会に位置します。

申請人は市内で農業を営んでおり、申請地に平成5年頃から農業用倉庫及び通路を整備したものです。転用の許可を得ずに整備したため始末書が添付されています。

申請地の北側・西側は水路、南側は宅地、東側は畑に接しています。現状のまま利用します。雨水は南側の宅地内の側溝へ放流し、日照・通風等については、倉庫として利用しており、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきまして

は、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番の農地区分としては、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、第1種農地の不許可の例外である『農業用施設等』に区分されます。

申請地はすでに利用されていることから始末書が添付されています。追認での申請となっています。以上のことから、申請がなされた転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

また、第1種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第53号「農地法第4条許可申請に対する許可について」は、許可相当で県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第53号に係る案件については、県農業会議へ意見聴取することに決定いたします。

議 長 次に、日程第8 議案第54号「農地法第5条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

まず、現地調査員から報告をお願いします。大隣委員をお願いします。

2番委員 報告いたします。

50ページの審議番号1番です。関連資料は53ページから56ページになります。

譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は同じく潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんと、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、潁娃町〇〇字〇〇 〇〇〇番の畑167㎡ほか1筆の計612㎡で〇〇自治会に位置します。

申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農業振興地域整備計画変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、審議番号2番から4番まで福元委員をお願いします。

9番委員 報告いたします。

50ページの審議番号2番です。関連資料は57ページから60ページになります。

借人は南さつま市の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんです。貸人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇 〇〇〇番の田158㎡で〇〇自治会に位置します。

申請人は市外の個人であり、借家が手狭になったことから申請地に一般住宅を建築するものです。

申請地の北側は田に、南側・東側は宅地に、西側は市道に接しています。現状のままで利用しますが、よう壁を設けているので土砂流出等の恐

れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして 51 ㊦の審議番号 3 番です。関連資料は 61 ㊦から 66 ㊦になります。

譲受人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんと、川辺町〇〇の〇〇〇〇株式会社さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番の畑 900 m²ほか 3 筆の計 3,996 m²で〇〇〇〇〇〇近くに位置します。

申請人は市内に本社を置く〇〇を営む組合で、申請地の隣接地に既存の資材置場がありますが、事業拡大により資材置場が手狭であることや適切な他の代替地がないことから会社に隣接する申請地を整備しようとするものです。

申請地の北側は水路に、南側・西側は雑種地に、東側は市道に接しています。原状のままで利用しますが、土留め工事を行うので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、日照・通風等については資材置場として利用するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、51 ㊦の審議番号 4 番です。関連資料は 67 ㊦から 70 ㊦になります。

譲受人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は同じく川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番の畑 79 m²ほか 1 筆の計 499 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は市内の会社員であり、借家が手狭になったことから申請地に一般住宅を建築するものです。

申請地の北側・西側・南側は畑に、西側は宅地・市道に接しています。

原状のままで利用しますがよう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

次に、審議番号 5 番から 6 番について松村委員お願いします。

報告いたします。

52 ㊦の審議番号 5 番です。関連資料は 71 ㊦から 76 ㊦になります。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇株式会社さんです。譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番の畑 967 m²ほか 1 筆の計 2,860 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は市内で〇〇業を営む法人であり、住宅ニーズに応えるために需要が見込まれる申請地を譲り受けて、特定建築条件付売買予定地（宅地 7 区画）とするものです。

申請地の北側は農道に、東側・西側は畑に、南側は水路に接しています。最高 1 m 程度の盛土を行いますが、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は水路へ放流し、汚水・生活雑排水については、北側の 4 区画については北側農道の公共下水道へ放流し、南側の 3 区画について

議 長
16 番委員

は、合併浄化槽を介して南側水路へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減する予定なので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはない、と判断しました。

続きまして 52 頁の審議番号 6 番です。関連資料は 77 頁から 81 頁になります。

譲受人は、知覧町〇〇の有限会社〇〇〇さんです。譲渡人は、薩摩川内市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇番の畑 676 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内に本社を置く〇〇〇〇等の設計・施工事業者で、会社社員育成にあたり申請地内の住宅を研修等の施設として取得し、合わせて駐車場を整備し利用するものです。

申請地の北側は宅地・畑に、西側は宅地に、東側は山林に、南側は畑に接しています。0.1m程度の盛土を行いますが、既によう壁を設けてあるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号 1 番の農地区分としては、農振除外後は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第 2 種農地の『その他の農地』に区分されます。

なお、畑かん設備の更新事業に関連して、手続きを経ずに農家住宅を建築していたことが判明したことから、今回、南薩土地改良区から指摘を受けて追認での申請となったもので、顛末書が提出されております。

次に審議番号 2 番の農地区分としては、用途地域が定められている区域内にある都市計画用途地域内農地であり第 3 種農地に区分されます。

ここで、資料 60 頁を御覧ください。

申請地は川辺町〇〇 〇〇〇〇番の田でございますが、建築します一般住宅は、南側東側に隣接する申請者の父親所有の〇〇〇番の宅地内に現在建っております倉庫部分の既存建物を解体したうえで、〇〇〇番の宅地と一体的に利用する計画となっております。

次に審議番号 3 番の農地区分としては、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断されますが、第 1 種農地の不許可の例外である『既存施設の拡張』（拡張部分が既存施設の敷地面積の 50%を超えない）に区分されます。

また、第 1 種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

次に審議番号 4 番の農地区分としては、農業公共投資の対象となってい

ない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。

ここで、資料 69, 70 頁を御覧ください。

申請地の川辺町〇〇 〇〇〇番については、元々〇〇〇番の土地を今回の転用申請のために分筆したものです。〇〇〇番の申請地が、特殊な形状となっていますのは、70 頁にありますとおり、建物や車庫、車の転回等の配置を計画する中で最適な形状として分筆を行ったとのことです。そのため、残地である〇〇〇番の畑がいびつな形状となっているところです。

この畑に関しては、先ほど審議いただきました、農地法3条(26 頁審議番号9 番)によりに申請者が取得する土地で、自家用作物を申請者が耕作する予定であるため、特に問題ないと思われます。

次に審議番号5 番の農地区分としては、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断され、申請地の南側及び東側の隣接地から集落が広がっていることから、第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

また、第1種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

特定建築条件付売買予定地(7 区画)の許可については、近隣市も含めた許可済の転用事業の進捗状況を踏まえて、計画実現について判断する必要があります。

譲受人の〇〇〇〇につきましては、R〇. 〇. 〇許可済の同地域での特定建築条件付売買予定地(5 区画)の許可案件がございましたが、区画の販売状況は、5 区画中4 区画が販売済で、3 区画が建築済となっています。ちなみに近隣市での、転用許可事業の実績はありませんでした。

よって、転用事業の計画実現については満たしていると判断致しました。

なお、R5. 10. 27 付の県通知により、3 区画以上の特定建築条件付売買予定地においては、許可後3 年以内に全ての区画を販売できない時は、転用事業者自ら住宅を完成させるという条件がございますので、その旨を伝え、確約書の提出をいただいております。

次に審議番号6 番の農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 54 号「農地法第5 条許可申請に対する許可について」は、審議番号3 番、5 番については、許可相当で県農業会議へ意見聴取することとし、その他の3 件については申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第 54 号について、審議番号 3 番、5 番の 2 件は県農業会議へ意見聴取することとし、その他の 3 件は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長

次に、日程第 9 議案第 55 号「旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係長

説明いたします。84 号をご覧ください。「所有権移転」です。

譲渡人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は同じく潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんほか 3 件です。

設定面積は田 2 筆 1,006 m²、畑 4 筆 6,130 m²の合計 6 筆 7,136 m²で、理由につきましては受贈 4 件です。10 a 当たりの取引価格の平均としましては、受贈のため 0 円でございます。地域別では潁娃地域 1 件、知覧地域 1 件、川辺地域 2 件です。

続きまして、86 号の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は同じく潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 51 件です。

設定面積は田 23 筆 17,696 m²、畑 47 筆 62,937 m²の合計 70 筆 80,633 m²で潁娃地域 18 件、知覧地域 8 件、川辺地域 26 件となっております。

続きまして、94 号の「使用賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は鹿児島市の〇〇〇〇さんの相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は大阪市の〇〇〇〇株式会社さん外 5 件です。

設定面積は畑 21 筆 21,898 m²で、知覧地域 4 件、川辺地域 2 件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長

只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権のうち〇〇委員が 27 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

質問、御意見がありませんので採決いたします。

議案第 55 号「旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長

引き続き、議案第 55 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

議 長

それでは、〇〇委員の退室を求めます。

(退 室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議長 議案第 55 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

議長 よって、議案第 55 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。

議長 (入室)

議長 ○○委員に報告いたします。

議長 議案第 55 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議長 次に、日程第 10 議案第 56 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について」を議題といたします。

農地係長 事務局に提案説明を求めます。

農地係長 資料は 97 ページになります。今回の契約開始は R6.11.1 開始分となっています。

農地係長 利用権を設定する者は霧島市の○○○○さん、設定を受ける者は川辺町○○の○○○○さん外 76 件です。

農地係長 設定面積は田 3 筆 3,073 m²、畑 74 筆 99,116 m²の合計 77 筆 102,189 m²で、潁娃地域 46 件、知覧地域 27 件、川辺地域 4 件となっております。

農地係長 以上、すべての案件につきまして、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

議長 以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

委員 質問、御意見はございませんか。

議長 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたしますが、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

議長 よって、議案第 56 号に係る案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 次に、日程第 11 議案第 57 号「非農地証明願について」を議題といたします。現地調査員の報告を求めます。松村委員お願いします。

16 番委員 報告いたします。103 分の審議番号 1 番です。関連資料は 104 分から 107 分になります。

16 番委員 申請人は、川辺町○○の○○○○さんです。

16 番委員 申請地は、川辺町○○字○○ ○○○番の畑 284 m²ほか 5 筆で○○自治会に位置します。①～②の畑については、申請人の父が死亡する前の平成 5 年頃までは管理が来ていましたが、その後、徐々に雑木が繁茂し現在に至っていいいます。③～⑥の畑については、昭和後半に申請人の父が、杉

檜を植えたものと推察されます。申請人の父が死亡する前の平成5年頃までは管理が来ていましたが、その後、徐々に山林化し現在に至っています。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数、原野については竹、雑木、雑草等の植生の状態を考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員
議 長

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第57号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員
議 長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。よって議案第57号については、申請どおり証明書を交付することに決定いたします。

議 長

次に、本日、追加提出のありました、日程12 議案第58号「事務局職員の任命について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

事務局長
議 長

説明

只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員
議 長

「なし」の声あり

質問、御意見がございませんので採決いたします。

議案第58号「事務局職員の任命について」は、原案どおり承認することに御異議ございませんか

委 員
議 長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって議案第58号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

これについては、9月1日の発令となります。

議 長

次に、日程13 議案第59号「令和6年度鹿児島県農業委員会大会申し合わせ決議案に対する承認について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

農政係長

資料につきましては、鹿児島県農業会議の封筒にあります令和6年度鹿児島県農業委員会大会の冊子の3ページから5ページになります。

台風の影響により8月27日の本大会が開催できなかったため、総会に

において皆様の承認を得るものであります。

それでは、資料により大項目のみ読み上げ説明と致します。

1. 委員の日常的な活動を農地利用の最適化に繋げよう
2. 地域計画の策定・実現に向けた取組を強化しましょう
3. 農業者の声、地域の声を「意見の提出」に取りまとめよう
4. 農業者の役に立つ情報提供活動を一層強化しよう
5. 年間を通じた日常的な農業者年金の加入推進活動を展開しよう
6. 農業委員会の体制強化に努めよう

以上6項目ですが、詳細につきまして持ち帰り再度内容の確認をお願いします。

以上で説明を終わります。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がございませんので採決いたします。

議案第59号「令和6年度鹿児島県農業委員会大会申し合わせ決議案について」は、原案どおり承認することに御異議ございませんか

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第59号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、日程第14「その他」でございますが、委員の方々から何かございませんか。

14番委員 相談案件で、隣接地が管外の方で土手の草払いがなされていない。行政指導が出来ないかの相談。

事務局長 基本的には、所有者同士での話し合い。連絡がつかない、影響が大きい場合は事務局に連絡を頂ければ指導等も可能であると考えますが、現地等を確認してからの判断となる。

14番委員 行政指導は出来ないのか。

事務局長 お互いの話し合いで進めていただきたい。連絡先が判らない場合は、行政で調査し、教えられる部分は教えていきたい。

14番委員 行政が中に入った方が穏便に行くのではないか。

事務局長 行政の前に農業委員、推進委員が調整していただく中で、どうしても行政が仲介に入った方が良いのであれば、入っていきますが、個人間の話になっていきますので、難しい部分がある。

9番委員 我々も集落営農で行政に求めてきたが、耕作者同士の話。管外であれば貸借であろうから所有者を通じて連絡をしてもらえないかと思う。

議 長 この案件については、農業委員、推進委員と情報を詰めて、進まないようであれば行政にお願いすることで良いでしょうか。

推進委員 同様の案件で、道路に草が生い茂り、道路を使用できない状況の中で相談があり、畑かん振興会の会長へ情報提供し、会長から耕作者へ連絡し改善された。行政が仲介するのもあるが、農地利用最適化の使命があるので農業委員の立場で対応しなければいけない。相手も向き合って話をして、どうしても対応できない場合は、次の手を考えてやらないといけない。最初から行政が入ると市内に莫大な件数になるので、自分たちが足を運んで努力していかないとはいけない。最初から行政に依頼するのは段階的に早いと思います。今後、相談が増

えることが予想されます。

推進委員 民法の改正により隣接する草木は、どこまで伐採してよいのか。自治会内では申し合わせ事項がある。

農政係長 民法改正の内容については、資料が無いため判りません。自治会内の申し合わせ事項にしても、所有者の了解を得るのが原則と考えられる。民法改正に係る部分は、次回以降勉強会をしていきたい。

推進委員 道路については、道路交通法で伐採等について示しているが、伐採されていない場合は、道路交通法のため警察に相談したら良いでしょうか。

農政係長 情報収集して、次回以降に勉強会。

推進委員 市外に居る方で、道路に隣接するのり面の草払いをシルバーにお金を払ってでも行う人もいる。一方、やらない方もおり自治会で対応している。代替わりして地主が判らない場合は、対応できないか。

事務局長 そのような相談があった場合は、文書を出して連絡があった方は対応していただけるが、連絡がない場合は繰り返し文書の発送、又は、知り合いを通じて連絡をとっている。繰り返しになる。

課題であり、地域でボランティアによるところが大きい。

推進委員 台風によるハウス被害があると聞きましたが、収穫物とハウスのどちらを選ぶかの選択があったと思うが、結果的にハウスが倒伏。台風の事前対応について農政課等と連携を図っていただきたい。

今回の台風による営農型太陽光の倒壊の事例があったのか、又、作物の肥培管理は出来ているのか。次回でも情報を頂きたい。

議 長 今回の台風については、気象庁も命を守ってくださいとの報道があった。技連会においても防災無線で呼びかけております。ハウスも被覆を剥いても被害がある。

営農型については、状況を把握していない。次回報告します。

推進委員 道路のり面の草払い後の草が側溝に詰まっている。耕地課に相談すべきか。農業委員等が指導すべきか。

事務局長 基本は受益者がやるべきか、多面的組織などの組織活動や直接行政が行わなければならないケースも考えられる。

推進委員 側溝は行政がやるものと考えている。受益者負担の考えがない。行政が指導すべきだと。

事務局長 受益者がいれば行政の方から相談したりすると思います。

議 長 事務局は何かありませんか。

事務局長 ①今後の日程について連絡

農政係長 ①その他資料について説明

②閉会後に各地区に別れていただきまして、遊休農地の利用状況調査に係る話し合いをして頂きます。

事務局長 来年の4月1日から中間管理機構の契約に統合されるため、10月1日から農政課と連携して事務を行いたいと思います。10月1日からやるのは、持ち分の1/2以上の同意で時間がかかるため、半年前から動き出す。

今までの基盤法によるものは、4月1日以降は出来ない。

1/2の同意が得られない場合は、契約が出来なくなることもあります。

毎月情報提供しますが、地域でも情報発信をお願いします。

議 長 その他にありませんか。

推進委員 令和2年の高収益栽培の関係で、基盤法による貸借契約が増えている。5年の契約満了がくるので、増えた分の貸借契約に係る事務支援は大変なことにな

るので、早くから準備して、考えて対応して頂きたい。今までどおりに委員に依頼するのか、別な方法を行うのか早めの対応をお願いします。

事務局長

ご意見を踏まえて、半年前から農政課と連携して取り組む計画であります。南九州市は県内でも2番目に大きい面積ですので、他の市町村と比べれば件数が多いですので、早い段階で準備して相続人の同意が必要なのか、自分の名義ですぐできるのか振り分けていきたい。毎月情報提供を行っていきたい。早めに準備していきたい。

9 番委員

関連で中間管理機構の契約を行う際、書類はどこに貰いに行けばよろしいですか。借主はどのように中間管理機構に話をすればよいのでしょうか。

事務局長

農政課

4 番委員

1/2の同意を得られないのは、どこに持っていけば良いのですか。

事務局長

出来な部分については、法的な保護から始めていくことになります。

9 番委員

相続出来ない場合の貸借契約はどうするのか。

事務局長

課題であり、情報発信を行っていきたい。

議 長

その他にありませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和6年第8回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長

「一同礼」

閉 会 午後3時50分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長

会議録署名委員 11 番

会議録署名委員 14 番